附　則

（施行期日）

1　この府令は、公布の日から施行する。

（契約締結前交付書面の記載事項に関する経過措置）

2　この府令の施行の際現に対象事業者（金融商品取引法第七十九条の十一第一項に規定する対象事業者をいう。）となっている者についての第一条の規定による改正後の金融商品取引業等に関する内閣府令第八十二条第十四号、第二条の規定による改正後の投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第二百三十二条第九号、第四条の規定による改正後の銀行法施行規則第十四条の十一の二十七第一項第十七号、第五条の規定による改正後の長期信用銀行法施行規則第二十六条の二の二十五第一項第十七号、第六条の規定による改正後の信用金庫法施行規則第百七十条の二十五第一項第十七号、第七条の規定による改正後の金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第三十一条の二十二第一項第六号、第八条の規定による改正後の協同組合による金融事業に関する法律施行規則第百十条の二十五第一項第十七号、第九条の規定による改正後の保険業法施行規則第五十二条の十三の二十三第一項第十一号及び第二百三十四条の二十四第一項第十二号、第十条の規定による改正後の資産対応証券の募集等又はその取扱いを行う特定目的会社及び特定譲渡人に係る行為規制等に関する内閣府令第十三条第九号、第十一条の規定による改正後の特定目的信託の受益証券の募集等を行う原委託者に係る行為規制等に関する内閣府令第十三条第九号並びに第十二条の規定による改正後の信託業法施行規則第三十条の二十三第一項第十号の規定の適用については、この府令の施行の日から起算して一年を経過する日までの間は、なお従前の例によることができる。

（罰則の適用に関する経過措置）

3　この府令の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

告　示

○文部科学省告示第百六十六号

教科用図書検定規則（平成元年文部省令第二十号）第三条の規定に基づき、高等学校教科用図書検定基準を次のとおり定める。

平成二十一年九月九日　　文部科学大臣　塩谷　立

高等学校教科用図書検定基準

目次

第１章　総則
第２章　各教科共通の条件
　１　基本的条件
　２　選択・扱い及び構成・排列
　３　正確性及び表記・表現
第３章　各教科固有の条件
　［国語科］
　［地理歴史科（「地図」を除く。）］
　［地理歴史科「地図」］
　［公民科］
　［数学科］
　［理科］
　［保健体育科］
　［芸術科「音楽」］
　［芸術科「美術」及び「工芸」］
　［芸術科「書道」］
　［外国語科］
　［家庭科（各学科に共通する教科）］
　［情報科（各学科に共通する教科）］
　［農業科］
　［工業科］
　［商業科］
　［水産科］
　［家庭科（主として専門学科において開設される教科）］
　［看護科］
　［情報科（主として専門学科において開設される教科）］
　［福祉科］

附則

第１章　総則

⑴　本基準は、教科用図書検定規則第３条の規定に基づき、学校教育法に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部において使用される高等学校教科用図書について、その検定のために必要な審査基準を定めることを目的とする。

⑵　本基準による審査においては、その教科用図書が、教育課程の構成に応じて組織排列された教科の主たる教材として、教授の用に供せられる生徒用図書であることにかんがみ、知・徳・体の調和がとれ、生涯にわたって自己実現を目指す自立した人間、公共の精神を尊び、国家・社会の形成に主体的に参画する国民及び我が国の伝統と文化を基盤として国際社会を生きる日本人の育成を目指す教育基本法に示す教育の目標並びに学校教育法及び学習指導要領に示す目標を達成するため、これらの目標に基づき、第２章及び第３章に掲げる各項目に照らして適切であるかどうかを審査するものとする。

【教育基本法（平成18年法律第120号）（抄）】

（教育の目標）

第２条　教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

一　幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。

二　個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。

三　正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。

四　生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。

五　伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

第２章　各教科共通の条件

１　基本的条件

（教育基本法及び学校教育法との関係）

⑴　教育基本法第１条の教育の目的及び同法第２条に掲げる教育の目標に一致していること。また、学校教育法に定める各学校の目的及び教育の目標に一致していること。

（学習指導要領との関係）

⑵　学習指導要領の総則に示す教育の方針や各教科の目標に一致していること。